アップデート -進化する医療制度-

医療DX推進の道筋を 理解し、対応する

訪問診療などでもオンライン資格確認が可能に

政府の医療DX推進本部が2023年6月に「医療DXの推進に関する 工程表」を決定したことにより、厚生労働省(以下、厚労省)が 医療DXを推進する道筋が、かなり明確になってきました。 2024年秋の健康保険証廃止に向けて、訪問診療などで患者宅での オンライン資格確認を行う新たな仕組みが導入されます。 あわせてオンライン資格確認等システムを拡充し、 全国医療情報プラットフォームを構築していきます。今回は、 工程表の概要、医療機関での当面の対応のポイントをまとめます。

より良質な医療やケアを享受 医療DXの基本的考え方

政府が毎年6月ごろに閣議決定している「経済財政運営と改革の基本方針」(通称:骨太方針)で「医療DX」という用語が初めて登場したのは2022年(骨太方針2022)です。この骨太方針2022において、政府に内閣総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部(仮称)」を設置する、という方針を打ち出しました。それにもとづき、政府は2022年10月、内閣に「医療DX推進本部」を新設。2023年6月2日、同本部が「医療DXの推進に関する工程表」(以下、医療DX工程表)を決定しました。

医療DX工程表では、基本的な考え方として医療DXについて次のように定義しています。

医療DXとは、保健・医療・介護の 各段階(疾病の発症予防、受診、診 察・治療・薬剤処方、診断書等の作 成、申請手続き、診療報酬の請求、 医療介護の連携によるケア、地域医 療連携、研究開発など)において発 生する情報に関し、その全体が最適 化された基盤を構築し、活用することを通じて、保健・医療・介護の関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくことと定義する

医療DX工程表の具体的施策 国民の健康増進等の実現をめざす

医療DX工程表では、具体的な施 策と到達点も明記しています(【資 料1】)。

医療DXに関する施策を推進することにより、2030年度を目途に、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備——の5点の実現をめざします。

また、医療DXの実現は、保健・ 医療・介護の情報を有効に活用して いくことにより、より良質な医療や ケアを受けることを可能にし、国民 一人ひとりが安心して、健康で豊かな生活を送れるようになることにつながっていくものである、としています。

マイナ保険証の利用促進ほか 医療DXの具体的施策を整理

その基本的な考え方を反映するかたちで、医療DX工程表では、5つの具体的な施策と到達点を示しています。それぞれの要点は次のとおりです。

(1)マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等

「マイナンバーカードを健康保険 証として利用するオンライン資格確 認は、医療DXの基盤である」とし たうえで、次のような分野・業務で もオンライン資格確認を行うように します。

訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等の取り組みを進め、2024年秋の健康保険証の廃止をめざします。また、生活保護(医療扶助)でのオンライン資格確認を2023年度中に導入します。

(2)全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを 拡充し、保健・医療・介護の情報を 共有可能な「全国医療情報プラット フォーム」を構築します。中心的な 機能のひとつが電子カルテ情報共有 サービスで、2024年度中にシステム 開発を行います。

(3)電子カルテ情報の標準化等

2023~2024年度において、3 文書 (診療情報提供書、退院時サマリー、 健康診断結果報告書)、6 情報 (傷

2024年度 (令和6年度) 2025年度 (令和7年度) 2026年度~ (令和8年度~) 2023年度 (令和5年度) マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等 保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化 マイナンバーカードと健康 訪問診療等、柔道整復師・あん摩マッ ○令和6年秋 保険証の一体化の加速等 - ジ指圧師・はり師・きゅう師の施 運用開始 保険証廃止 術所等でのオンライン資格確認の構築 スマホからの資格確認の構築 運用開始 生活保護 (医療扶助) のオンライン資格確認対応 運用開始 医療機関・薬局間での共有・マイナポでの閲覧が可能な医療情報を拡大 概ね全ての 医療機関・薬局で導入 電子処方箋 電子処方箋を実施する医療機関・薬局を拡大 情報共有基盤の整備 国医療情報プラットフォー 全国医療情報プラットフォームの基盤構築 軍田盟始 共有等が可能な医療 診療情報提供書・退院時サマリーの交換 (電子カルテ情報共有サービス (仮称) の整備) 雷子カルテ情報 検査値〔生活習慣病、救急〕、アレルギー、薬剤禁忌、傷病名等を共有 順次、医療機関、共有する医療情報を拡大 情報の範囲の拡大 救急時に医療機関等で患者の医療情報を閲覧できる 仕組みの整備 レセプト情報 運用開始し、普及 医療情報化支援基金の活用による電子カルテ情報の標準化を普及 電子カルテ情報の標準化等 本格実施 標準型電子カルテα版提供開始 医療機関・薬局間だけでなく、自治体、介護事業所と情報を共有、マイナポで閲覧に加え、申請情報の入力 下記について全国的に運用 ・公費負担医療、地方単独医療費助成 自治体システムの標準化、共有すべき文書の標準化・クラウド化 自治体・医療機関/ 介護事業所間の連携 等 業務運用の見直し · 母子保健情報 ムの ・自治体が実施する介護、 医療機関・自治体との 先行実施 ・介護 情報連携基盤の整備 · 自治体検診 予防接種、母子保健等の 国民に直接メリットがある機能を開始 ⇒ ⇒ 機能・実施自治体を拡大 実証事業 事業の手続に必要な情報 診断書等の自治体への電子提出の実現 順次、対象文書を拡大 の連携 マイナポの申請サイトの改修 民間PHR事業者団体等と連携したライフログデータ標準化、 医療機関実証、2025年大阪・関西万博も見据えたユースケース創出支援 医療機関等のシステムについて、診療報酬の共通算定モジュールを通し、 抜本的にモダンシステム化 マスタの開発・改善 マスタ・コードの標準化の促進 電子点数表の改善 改善版の提供開始 提供拡大 診療報酬改定DX 〔医療機関等システムの ➡ 医療機関・ベンダの負担軽減 本格実施 モダンシステム化〕 共通算定モジュールのα版提供開始 機能を更に追加しながら、 先行医療機関で実施、改善 共通算定モジュールの設計・開発 医療機関数を拡大 順次、機能を追加

【資料 1】医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

出典:内閣官房「医療DXの推進に関する工程表」 (2023年6月2日) (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryou_dx_suishin/dai2/siryou3.pdf)

病名、アレルギー情報、感染症情報、 薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報) について標準規格化を行い、それら の情報の共有を進めます。また、 2024年度中に、標準型電子カルテの 開発に着手します。

(4)診療報酬改定DX

診療報酬改定時、特に3月において医療機関やベンダーがシステム改修などの作業に集中しなければならず、非常に大きな間接コストが生じていることを踏まえ、診療報酬改定の作業にデジタル技術を応用します。2024年度に、医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ、電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に、診療報酬

の算定、窓口負担の計算を行うため の共通算定モジュールを本格的に提 供します。

(5)医療DXの実施主体

社会保険診療報酬支払基金を、審 查支払機能に加え、医療DXに関す るシステムの開発・運用主体の母体 とし、抜本的に改組します。

「居宅同意取得型」が新設 訪看STオンライン資格確認義務化

医療DX工程表では、訪問診療・訪問看護等でのオンライン資格確認の構築を行う、としています(前述)。それを踏まえ、武見敬三厚生労働大臣が2023年10月11日、中央社会保険医療協議会(中医協)に「指定訪問

看護ステーションにおけるオンライン資格確認の導入の義務づけその他オンライン資格確認の用途拡大に伴う対応並びに保険医療機関及び保険薬局におけるオンライン請求の推進に伴う所要の見直しについて」の諮問を行いました。

⇒医療機関・ベンダの更なる負担軽減

中医協は10月18日、それに対する 答申を行いました。そのポイントは 次のとおりです。

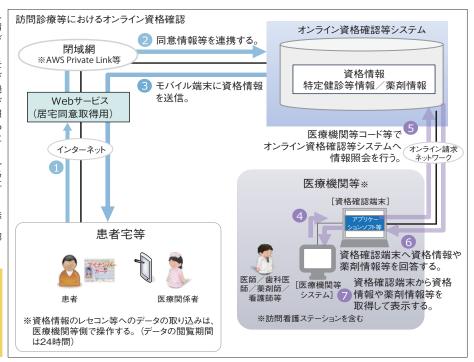
①2024年秋(健康保険証廃止時)から、訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の導入を義務づける(後述の「居宅同意取得型」も可能となる)

②訪問診療等におけるオンライン資 格確認として、「居宅同意取得型」

アップデート -進化する医療制度-

【資料2】訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案(概要)

- ○初回訪問時のマイナンバーカードによる本人 確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情 報等の提供に関する同意は、医療関係者が 持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- ○訪問診療等では医療関係者が患者宅等を 訪問することから、患者のなりすましリスクが 低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機 関等との継続的な関係のもと訪問診療等が 行われている間、医療機関等において再照 会機能(※)を活用した資格確認を行うととも に、薬剤情報等については、初回時の同意に 基づき取得可能な仕組みとする。
- ※あらかじめ医療機関等において、初回にマイナン バーカードの本人確認により取得した患者の資格 情報を用いて、オンライン資格確認等システムに 最新の資格情報を照会し、取得する機能。
- (1)まず薬剤情報等の提供に関する同意の有無を取得し、
- (2)次に4桁の暗証番号の入力による本人確認を行った上、マイナンバーカードを読み取る。
 - 今後、モバイル端末等に専用アプリケーション をインストールし、本人確認については、
 - ・目視確認
 - 又は・4桁の暗証番号の入力
- ・4桁の暗証番号の入力 のどちらかを医療機関等が選択できる仕組みを 追加予定(令和6年度内で実施を調整中)



出典:厚生労働省「個別改定項目について総-1-2」第559回中央社会保険医療協議会 総会(2023年10月18日) 9 ページ(https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001157685.pdf)

の仕組みを新設する。そのため「保 険医療機関及び保険医療養担当規 則」などを改正し、新たな資格確認 の方法として位置づける(2023年12 月1日施行予定)

「居宅同意取得型」とは、医療関 係者が持参したモバイル端末等を用 い、インターネット上の居宅同意取 得用のウェブサービスを通してオン ライン資格確認等システムに接続 し、患者の本人確認、薬剤情報など の同意を取得するという仕組みで す。その同意は1日限りではなく、 継続的に訪問診療等が行われている 間は有効とされます(往診の場合は、 その都度、資格確認と同意取得が必 要です)。また、在宅の患者は"な りすまし"のリスクが低いことなど を踏まえ、訪問の2回目以降は「居 宅同意取得型」における再照会機能 が活用できます。これは、あらかじ め医療機関等で、訪問の初回にマイ

ナンバーカードによる本人確認で取得した患者の資格情報(被保険者番号)を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会・取得する機能です。この機能により、患者宅を訪問する前に最新の資格情報・薬剤情報等を得ることが可能となり、訪問時での種々の確認業務が効率化できます(【資料2】)。

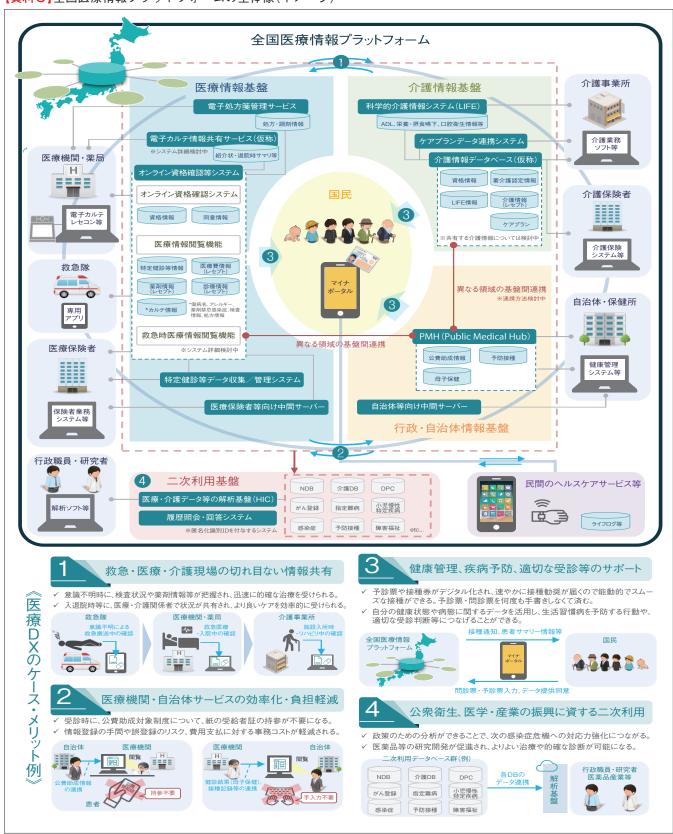
マイナ保険証推進は医療DXの登竜門 厚生労働大臣が意見交換会に出席

厚労省の新たな動きについても見ておきましょう。同省は2023年9月から10月にかけて、医療DXやマイナ保険証を推進するため、医療関係団体などとの意見交換会など複数回開いています。

まず、9月8日に、日本医師会・ 日本歯科医師会・日本薬剤師会(通 称:三師会)の各会長、四病院団体 協議会(通称:四病協〈日本病院会、 日本精神科病院協会、日本医療法人協会、全日本病院協会〉)を代表して日本病院会の会長を招き、武見厚生労働大臣出席のもと、「医療DX推進に関する意見交換会」を開きました。ここでは、医療DXに関する資料として、全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)、「医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方」などが提出されました(【資料3、4】)。

10月5日には、三師会の会長ほか 保険者の代表なども招き、武見厚生 労働大臣出席のもと、「マイナ保険 証の利用促進に向けた関係団体等と の意見交換会」を開きました。厚労 省は、マイナ保険証の利用を促進す るために、デジタル庁や三師会、保 険者などと連携するかたちで「マイナ保険証、1度使ってみませんか」 キャンペーンを始めたことを報告し ました。

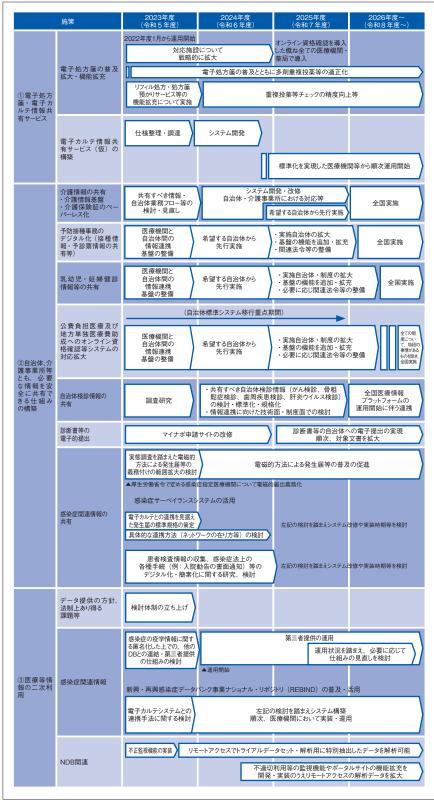
【資料3】全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)



出典:厚生労働省「(資料3)全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)」医療DX推進に関する意見交換会(2023年9月8日)(https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001144379.pdf)

アップデート -進化する医療制度-

【資料4】医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方(全国医療情報 プラットフォームの構築)



出典:厚生労働省 [(資料 4) 医療DXの推進に関する工程表を踏まえた今後の進め方] 医療DX推進に関する意見交換会 (2023年 9 月 8 日) 1 ~ 4 ページー部改編 (https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001144380.pdf)

その閉会の挨拶として、武見厚生 労働大臣が次のように述べました。

「医療提供者の皆様におかれましては、窓口で今まで『健康保険証を見せてください』と言っていたのを改めて、『マイナ保険証を出してください』とひとこと言っていただいて、まず一度でいいからマイナ保険証を使ってみていただくと、それによって確実にメリットについての実感が湧くようになると思います。そのきっかけとなるのが、これから行うキャンペーンです」

「居宅同意取得型」在宅医療は要対応 財政支援など行政に相談を

医療DX工程表は、現状、2026年度あたりまでのロードマップとなっていますが、医療機関としては、施策が具体的になっている2024年度までを視野に入れたうえで、前向きに対応していくことが望まれます。特に、在宅医療に取り組んでいる医療機関においては「居宅同意取得型」という新たな仕組みに対応することが必須である、と言えます。

その新たな仕組みに対応するには、マイナンバーカード(マイナ保険証)を読み取るためのモバイル端末の導入、レセプトコンピュータの改修なども必要であるため、新たてい財政支援(補助金)も用意されています。ただし、病院と診療所では補助限度額が異なることや、これまでは既存の補助を設定したなるなど、仕組みをしていることになるなど、仕組みをしてやや複雑です。行政当局に積極的に問い合わせると良いでしょう。

また、医療DX推進の一環として、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンを受け、医療機関においては、患者にマイナ保険証の利用を促す声かけも期待されています。